

改正中心市街地活性化法の特徴

1 国による総合的・一体的な支援

中心市街地活性化本部の設置

中心市街地活性化の実現のため、政府として総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部を設置し、基本方針の案の作成や施策の総合調整、事業実施状況のチェック&レビューを実施します。

基本計画に対する内閣総理大臣の認定制度

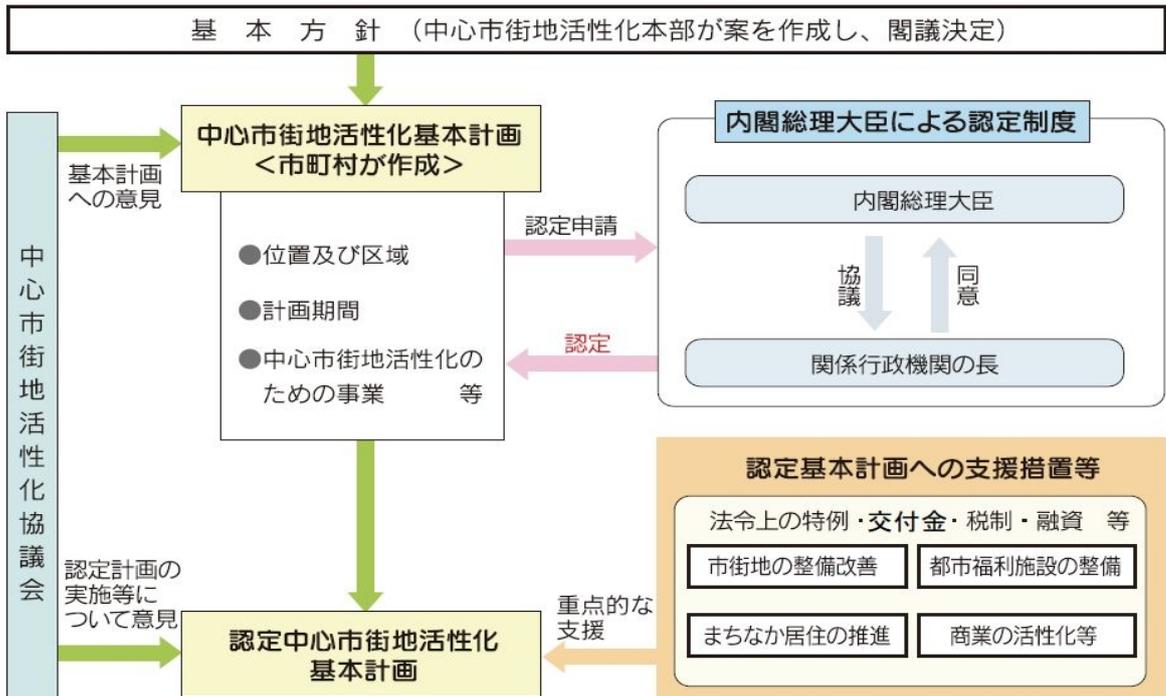
市町村が作成する中心市街地活性化基本計画について、内閣総理大臣の認定を与え、基本計画に基づく取組みについて、法律、税制の特例や補助事業により、重点的に支援を実施します。

2 多様な関係者の参画を得た取組みの推進

多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会

都市機能の増進を推進する者（まちづくり会社、中心市街地整備推進機構）と経済活力の向上を推進する者（商工会又は商工会議所等）が必須の構成員となり、ディベロッパーや、商業関係者、地権者など多様な民間主体と、基本計画の策定主体である市町村などが参画した中心市街地活性化協議会が、まちづくりの多様な主体による合意形成のための協議の場として機能します。

■ 中心市街地活性化法のスキーム



出典：国土交通省 HP より抜粋